

令和 4 年度国民健康保険料の計算方法

国民健康保険料は、世帯の国民健康保険加入者一人一人について算出した合計を、その世帯の年間保険料として、納付義務者となる世帯主名で通知しています。具体的には、下の表の（１）～（３）の組み合わせにより保険料が決まります。ただし、年度の途中で加入・離脱があった場合、資格のない月数分は年間保険料より控除されます。

国民健康保険料の料率

区分	計算方法	料率		
		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40 歳～64 歳)
(1) 所得割	基準総所得金額(総所得金額の合計－基礎控除額) × 料率	8.71%	2.66%	2.48%
(2) 均等割	国保加入者 1 人につき	31,854 円	9,426 円	18,306 円
(3) 平等割	1 世帯あたり	32,105 円	9,500 円	

医療給付費分【(1)＋(2)＋(3)】と後期高齢者支援金分【(1)＋(2)＋(3)】と介護納付金分【(1)＋(2)】の合計額が 1 年間の保険料となり、賦課限度額は 99 万円【医療給付費分 63 万円＋後期高齢者支援金分 19 万円＋介護納付金分 17 万円】となります。

基準総所得金額の算出（下記の計算を世帯の一人一人で行います。）

1. 事業所得

収入金額

－

必要経費

－

専従者給与

－

純損失

事業者に専従者控除があった場合、事業者は専従者控除後の所得、専従者は給与収入としてそれぞれ所得割額の計算をします。

2. 給与所得

収入金額

－

給与所得控除額

3. 年金所得

年金受給額

－

公的年金控除額

4. 譲渡所得

収入金額

－

取得費等経費

－

特別控除額

長期譲渡所得等があった場合、特別控除を適用した後の所得で計算します。

＊ 上記で算出した総所得金額を合計して基礎控除額を控除したものが基準総所得金額となります。

国民健康保険の軽減

令和 3 年中の軽減判定所得が基準額以下の場合には、保険料の均等割・平等割が軽減されます。

基準額	軽減割合（均等割・平等割）
43 万円 +10 万円×（一定の給与・年金所得者数－1）（※1）	7 割軽減されます。
43 万円+28.5 万円×被保険者数 +10 万円×（一定の給与・年金所得者数－1）（※1）	5 割軽減されます。
43 万円+52 万円×被保険者数 +10 万円×（一定の給与・年金所得者数－1）（※1）	2 割軽減されます。

※1 太線部分については、一定の給与・年金所得者が2名以上の場合のみ計算対象となります。
一定の給与所得者とは、給与収入 55 万円超の方です。また、一定の年金所得者とは 65 歳未満の方は 60 万円超、65 歳以上の方は 125 万円超の方をいいます。

未就学児の均等割の軽減

未就学児（0～6 歳）に係る保険料の均等割について、5 割軽減となります。
上記 7 割、5 割、2 割軽減該当の場合、軽減後の均等割からさらに 5 割軽減されます。

基礎控除額

合計所得金額	市民税の基礎控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	0 円

令和 4 年度(令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月)の、あなたの世帯の保険料を計算してみましょう。

医 療 給 付 費 分 の 算 出

所得割額

所得のある加入者 1 人目

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額} \\ \hline \begin{array}{l} 43 \text{ 万円} \cdot 29 \text{ 万円} \\ 15 \text{ 万円} \cdot 0 \text{ 円} \end{array} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{料率} \\ \hline 8.71\% \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

所得のある加入者 2 人目

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額} \\ \hline \begin{array}{l} 43 \text{ 万円} \cdot 29 \text{ 万円} \\ 15 \text{ 万円} \cdot 0 \text{ 円} \end{array} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{料率} \\ \hline 8.71\% \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

均等割額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{国民健康保険加入者数} \\ \hline \text{(未就学児を除く)} \\ \hline \text{人} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 31,854 \text{ 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{国民健康保険加入者数} \\ \hline \text{(未就学児数)} \\ \hline \text{人} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 15,927 \text{ 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

平等割額

$$\begin{array}{|c|} \hline 1 \text{ 世帯あたり} \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{③} \\ \hline 32,105 \text{ 円} \end{array}$$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \begin{array}{|c|} \hline \text{A 医療分年間保険料} \\ \hline \text{円} \end{array} \quad (\text{賦課限度額 } 63 \text{ 万円})$$

後期高齢者支援金分保険料の算出

所得割額

所得のある加入者1人目

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額} \\ \hline 43 \text{ 万円} \cdot 29 \text{ 万円} \\ 15 \text{ 万円} \cdot 0 \text{ 円} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{料率} \\ \hline 2.66\% \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

所得のある加入者2人目

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額} \\ \hline 43 \text{ 万円} \cdot 29 \text{ 万円} \\ 15 \text{ 万円} \cdot 0 \text{ 円} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{料率} \\ \hline 2.66\% \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

均等割額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{国民健康保険加入者数} \\ \hline \text{(未就学児を除く)} \\ \hline \text{人} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 9,426 \text{ 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{国民健康保険加入者数} \\ \hline \text{(未就学児数)} \\ \hline \text{人} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 4,713 \text{ 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

平等割額

$$\begin{array}{|c|} \hline 1 \text{ 世帯あたり} \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{③} \\ \hline 9,500 \text{ 円} \end{array}$$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} =$$

B 支援金分年間保険料

円

(賦課限度額 19 万円)

介護納付金分の算出

所得割額

所得のある加入者1人目

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額} \\ \hline 43 \text{ 万円} \cdot 29 \text{ 万円} \\ 15 \text{ 万円} \cdot 0 \text{ 円} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{料率} \\ \hline 2.48\% \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

所得のある加入者2人目

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額} \\ \hline 43 \text{ 万円} \cdot 29 \text{ 万円} \\ 15 \text{ 万円} \cdot 0 \text{ 円} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{料率} \\ \hline 2.48\% \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

均等割額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{国民健康保険加入者数} \\ \hline \text{人} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 18,306 \text{ 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

$$\text{①} + \text{②} =$$

C 介護分年間保険料

円

(賦課限度額 17 万円)

A 医療分年間保険料

円

+

B 支援金分年間保険料

円

+

C 介護分年間保険料

円

=

D 年間国民健康保険料

円

D 年間国民健康保険料
円

÷ 10 ヲ月 =

6 月以降の月額保険料
円

※所得割は、所得のある加入者全員の合算となりますので、3 人目以降の方については、同様の計算を行う必要があります。

※計算した保険料は、加入月数等により実際と異なる場合がありますので、目安としてご利用ください。